

消費者教育の指導者用啓発資料の改訂について

<目 的>

令和4年度から施行される成年年齢の引下げ及び学習指導要領の改訂を踏まえ、平成27年度に消費者教育推進委員会において作成し消費者教育の実践のための啓発資料の改訂を行う。

1. 消費者教育の指導者用啓発資料の作成部会の設置

消費者教育推進委員会(以下、「委員会」という。)の下に学校教育及び社会教育に携わる委員を中心に「消費者教育の指導者用啓発資料作成部会」(以下、「部会」という。)を設置し、検討を行う。部会においては、委員会の意見を踏まえて内容を検討するとともに、委員会に報告を行うものとする。部会の構成員は以下のとおり。

【消費者教育の指導者用啓発資料作成部会】

柿野 成美 公益財団法人消費者教育支援センター
樋口 雅夫 玉川大学教育学部
永井 健夫 山梨学院大学法学部政治行政学科
その他、学校教育現場、教育委員会から委員を選出

2. 啓発資料の構成等

既存の啓発資料の構成を基に、成年年齢引下げ及び学習指導要領の改訂を踏まえた部分改訂・情報の更新を行う。

事例については、全て最新の事例を収集し掲載する。

3. 作成部会のスケジュール

8月	啓発資料の執筆分担・掲載事例等決定
9月～10月	事例掲載のためのヒアリング、執筆依頼
11月	委員会にて中間報告
R3年 2月	啓発資料の取りまとめ(最終報告)
3月	印刷・配付・HP 掲載